

仙台市リサーチコンプレックス関連拠点移転補助金交付要綱

(令和8年3月30日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、研究開発を行う事業者が集積するリサーチコンプレックスの形成を推進するため、ディープテック・スタートアップに対し、市内移転に係る費用につき予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ディープテック・スタートアップ 自然科学分野での科学的な発見に基づく技術の事業化・社会実装を通じて創業から短期間で急成長を目指す者で、かつ、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する者をいう
- 二 大企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する者以外の者で、かつ、事業を営む者をいう
- 三 法人設立 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定される、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社として新たに法人設立登記を行い、事業を開始することをいう
- 四 市内転入 市外に事業拠点を有する者が、新たに市内に開設した拠点にその機能の全部又は一部を移すことをいう
- 五 補助事業 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう
- 六 補助事業者 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう

(補助金の交付対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、ディープテック・スタートアップであり、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 一 第9条に定める申請を行う年度の4月1日時点で、法人設立から15年未満の者
 - 二 申請時において市内に事業拠点を有しない者
 - 三 第9条に定める申請を行う年度の末日までに、別表第1に掲げる地域又は「令和7年度仙台市ウェットラボ整備の先導的モデル創出事業（補助金事業）公募型プロポーザル募集要項」若しくは「仙台市ウェットラボ整備事業補助金交付要綱」による補助金の対象として整備された施設に市内転入し、研究開発を行う者
 - 四 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していない者
 - 五 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団又は暴力団員等と関係を有している者
 - イ 第6条に定める事業に係る費用について、国又はその他団体から補助金を交付される者
 - ウ その他市長が交付対象と認めない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けることができない。

- 一 同一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている者
- 二 大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている者
- 三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている者

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 第3条第1項第五号に規定する要件は、市長が申請者の同意を得た上で市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第1項第五号に規定する本市の市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

(補助対象事業)

第6条 この補助金の交付対象となる事業は、市内転入に係る市外事業拠点から市内事業拠点への研究機器、什器、備品その他物品の搬出、輸送及び搬入作業(以下「補助対象事業」という。)とする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のとおりとする。

- 一 補助対象事業に要した経費
- 二 その他市内移転に係る運搬作業経費として市長が認めたもの

(補助率及び補助限度額)

第8条 補助金の補助率は補助対象経費の2分の1以内、1事業者あたりの補助限度額は200万円とする。ただし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請は、仙台市研究開発拠点移転補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて3月1日までに市長に提出して行うものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、申請が到達してから30日以内にその内容を審査の上、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による通知は、交付決定を仙台市研究開発拠点移転補助金交付決定書(様式第2号)、不交付決定を仙台市研究開発拠点移転補助金不交付決定書(様式第3号)により行う。

(交付の条件)

第11条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助金の額に変更を生じな

いものとする。

- 2 規則第5条第1項第1号の規定による変更の申請は、あらかじめ仙台市研究開発拠点移転補助金変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出して行い、その承認を受けなければならない。
- 3 規則第5条第1項第2号の規定による中止又は廃止の申請は、あらかじめ仙台市研究開発拠点移転補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出して行い、その承認を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による申請に対する承認は、仙台市研究開発拠点移転補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により行うものとする。この場合において、市長は、交付の決定の内容を取り消し、又は変更することができる。

（申請の取下げ）

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から10日を経過した日までに、仙台市研究開発拠点移転補助金申請取下書（様式第7号）により行うものとする。

（実績報告）

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、仙台市研究開発拠点移転補助金実績報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて、補助事業の完了、中止若しくは廃止の承認の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する市の会計年度の終了する日のいずれか早い日までに、市長に提出して行うものとする。

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行ったうえで、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市研究開発拠点移転補助金確定通知書（様式第9号）により行う。

（補助金の交付）

- 第15条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を行った後に、補助金を交付するものとする。
- 2 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、仙台市研究開発拠点移転補助金交付請求書（様式第10号）を額の確定の通知を受け取ってから30日以内、あるいは当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前2項の規定による請求書の提出があった場合は、当該請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った決定に違反したとき

2 前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第 18 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事業拠点等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の結果必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他の必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(書類の整備等)

第 19 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 20 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、イノベーション推進部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

別表第 1 (第 3 条関係)

区分	該当地域
1 都心部	都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 3 項の規定に基づく都市再生緊急整備地域
2 青葉山	東北大学青葉山新キャンパス地区、青葉山北キャンパス地区及び青葉山東キャンパス地区
3 星陵	東北大学星陵キャンパス地区
4 片平	東北大学片平キャンパス地区